

令和5年 No29

○国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規則第18号

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第8号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(文書記号番号) 第5条 文書記号は、別表に定めるとおりとする。	(文書記号番号) 第5条 文書記号は、別表に定めるとおりとする。
2 〔省略〕	2 〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
別表	別表
〔省略〕	〔省略〕
芸術・スポーツ科学系に属するもの	芸術・スポーツ科学系に属するもの
東学芸芸ス第 号	東学芸芸ス第 号
<u>大学教育研究基盤センター機構に属するもの</u>	<u>大学教育研究基盤センター機構に属するもの</u>
東学芸大機第 号	東学芸大機第 号
<u>国際交流／留学生センターに属するもの</u>	<u>留学生センターに属するもの</u>
東学芸留セ第 号	東学芸留セ第 号
保健管理センターに属するもの	保健管理センターに属するもの
東学芸保セ第 号	東学芸保セ第 号
<u>I C T／情報基盤センターに属するもの</u>	<u>I C T センターに属するもの</u>
東学芸Iセ第 号	東学芸Iセ第 号
学生支援センターに属するもの	学生支援センターに属するもの
東学芸学援第 号	東学芸学援第 号
<u>現職教員支援センター機構に属するもの</u>	<u>現職教員支援センター機構に属するもの</u>
東学芸現機第 号	東学芸現機第 号
環境教育研究センターに属するもの	環境教育研究センターに属するもの
東学芸環第 号	東学芸環第 号
特別支援教育・教育臨床サポートセンターに属するもの	特別支援教育・教育臨床サポートセンターに属するもの
東学芸特セ第 号	東学芸特セ第 号
理科教員高度支援センターに属するもの	理科教員高度支援センターに属するもの
東学芸理第 号	東学芸理第 号
	<u>教育インキュベーションセンターに属するもの</u>
	東学芸教セ第 号
	<u>こどもの学び困難支援センターに属するもの</u>
	東学芸こセ第 号
先端教育人材育成推進機構に属するもの	先端教育人材育成推進機構に属するもの
東学芸先人第 号	東学芸先人第 号
先端教育人材育成推進機構国際教育グループに属するもの	先端教育人材育成推進機構国際教育グループに属するもの
東学芸国グ第 号	東学芸国グ第 号
<u>教育インキュベーション推進機構に属するもの</u>	<u>教育インキュベーション推進機構に属するもの</u>
東学芸教機第 号	東学芸教機第 号

<u>教育インキュベーションセンターに属するもの</u>	<u>東学芸教セ第 号</u>		
<u>こどもの学び困難支援センターに属するもの</u>	<u>東学芸こセ第 号</u>		
放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸放第 号	放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸放第 号
〔省略〕		〔省略〕	
<p data-bbox="286 395 360 427">〔省略〕</p> <p data-bbox="271 475 360 507"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="226 512 741 544"><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>		<p data-bbox="1272 395 1346 427">〔省略〕</p>	